

学校医による小中学生に向けた健康情報の提供法

How to provide effective health information from school physicians to elementary and middle school students

内田 敬子* 井ノ口美香子* 篠原 尚美* 河津 桃子*
長島 由佳* 康井 洋介*

慶應保健研究, 42(1), 051-058, 2024

要旨：学校医の職務には保健管理だけでなく健康教育も含まれ、学習指導要領にも健康教育における学校医の役割が示されている。慶應義塾大学保健管理センターでは、学校医を担当する小中学校に向けて、健康教育の一環として、健康診断（健診）をはじめ日常の保健室運営に関する情報を主体とした「健康手帳」や、児童生徒に向けた健康情報冊子「健康のすすめ」を毎年発刊してきた。

2023年度版は、子ども自身が手に取ることを意識し全面改訂をおこなった。「健康手帳」は、まず、健診を健康教育として十分に生かすことも意識し、健診の意義、健診結果の見方のフローチャートを示し、関連する体の状態・病気について簡潔にまとめた。さらに、学校感染症と予防接種に関する最新情報を掲載した。「健康のすすめ」の第一部は、主に健診に関連する疾患の理解を深める内容を、第二部は小中学生のための健康・医療情報と題し、神経性やせ症、起立性調節障害、熱中症等、小中学生に比較的に見られる疾患や、健康に過ごすためのヒントとして、遺伝学、栄養、運動と休養、心の健康等を取り上げた。各々1、2頁で小学校高学年から中学生に読みやすい表現に努めた。

学校医による健康教育は今後も重要な役割を担う。学校医は学校医、各科の専門医、スクールカウンセラー、保健師・看護師等の専門家の知識を統合し、学校における子どもや保護者、教員に向けて、それぞれの目線に合わせた情報提供が重要である。

keywords：健康情報、ヘルスリテラシー、健康教育、学校医、小中学生

Health information, Health literacy, Health education, School physicians,
Elementary and junior high school students

はじめに

生涯にわたって健康な生活を送るためには、小児期からその資質・能力を育成することが重要である。人生100年時代において、生涯を通じて健やかに過ごすためには予防が重要であ

り、学校における健康教育も予防活動の一つである。教育基本法第一条には、「教育は、人格の完成を目指し（中略）、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」¹⁾とあり、教育の目的には「健康」が明記されて

*慶應義塾大学保健管理センター

（著者連絡先）内田 敬子 〒160-8402 東京都新宿区新宿6-1-1 東京医科大学細胞生理学分野

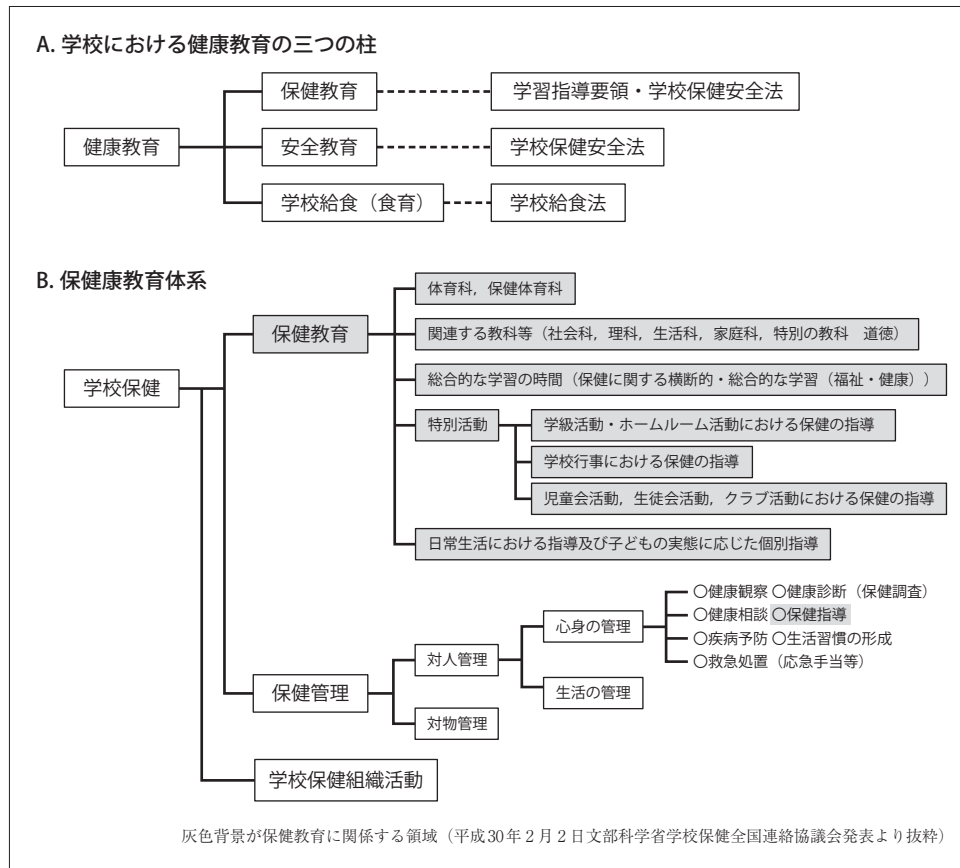


図1 学校における健康教育体系

いる。さらに文部科学省では、学校における健康教育を児童生徒が安心・安全で健康に学校生活を送るための教育と定義している。学校における健康教育には学校保健，学校安全，食に関する指導の3つの領域²⁾（図1）が含まれ，健康教育のいずれの領域においても，学校医はその役割を担っているが，実際には，多くの学校において学校医は，学校保健の中の保健教育の健康診断の結果に基づく保健指導というごく一部を実施しているにすぎない。

本稿では，学校における健康教育において求められている学校医の役割を踏まえ，慶應義塾一貫教育校において学校医が中心になって作成した健康手帳と健康情報誌を紹介する。

学校医と学校における健康教育の法的根拠

学校医の設置は，学校保健安全法第二十三条に「学校には，学校医を置くものとする」と法律事項として制定されており³⁾，学校医の職務

は，学校保健安全法施行規則第四章第二十二條に規定されている（図2）⁴⁾。その中には，健康相談，保健指導，疾病の予防処置，感染症の予防に関し必要な指導及び助言，食中毒の予防処置，学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導等，学校医の職務には学校保健ならびに健康教育に含まれる保健教育があることが明記されている。保健教育における学校医等の役割については，学校健診の結果を元に自らの健康保持増進を目的として，養護教諭とともに学校医等による指導が含まれるとされている。また，地域関係団体との取組として，「子どもの健康課題によっては，疾病管理とともに健康な生活習慣の指導が重要となるものもあり，学校医等の専門的な助言が不可欠となってくる。さらに，保健教育の充実に向けて，学校医等を通してより専門機関からの協力を得ることも重要である」と，学校医の役割が示された（「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引き」）

第四章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則（学校医の職務執行の準則）

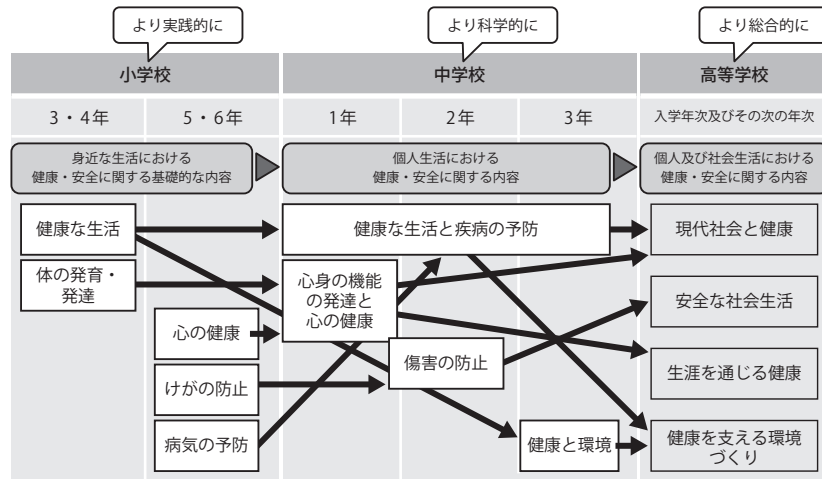
第二十二條 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

学校保健安全法施行規則（（昭和三十三年文部省令第十八号）（施行日：令和五年五月八日）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333M50000080018>

図2 学校医の職務執行の準則

A. 保健学習



「生きる力」を育む保健教育の手引きより

B. 健康教育・保健教育としての健康診断

健康診断は、学校における保健管理の中核であり、疾病のスクリーニングと健康状態の把握という役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるとい、大きく二つの役割がある

児童生徒等の健康診断マニュアルより

図3 保健教育における学校等の役割

(図3)⁵⁾。また、学校健康診断は、学校における保健管理の中核であり、疾病のスクリーニングと健康状態の把握という役割のみならず、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるとい役割もあり⁶⁾、学校健康診断に

基づく健康教育の担い手には学校医も含まれる。

日本では、全国の幼稚園から小学校中学校高等学校における教育は、文部科学省発行の学習指導要領に基づいて行われている。学習指導要領は10年ごとに改訂され、最近では2017年に

改訂版学習指導要領が告示され2020年から小中高と順次全面実施された。従来の知識偏重型から①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力や人間性等の「3つの力」を育む資質・能力ベースの学校教育が展開され、学習した知識を活用し、生涯を通じて心身の健康を保持増進し、健康課題を解決するための資質・能力として、「思考力・判断力・表現力等」の育成が目指されている⁷⁾。保健教育も学習指導要領に基づき、小学校の体育科「保健領域」、中学校・高等学校の保健体育科「保健分野」「科目保健」で主に取り扱われている。

学校における子どもに対するヘルスリテラシー教育

現代社会に生きる子ども達は、外界・環境から多様かつ膨大な量の情報に曝露されている。子ども達が健やかに成長していくためには、保護者ならびに成長に応じて子ども達自身がその大量の情報から適切な情報をどう選択し、知り、自身の生活の中に役立てていくかが、より重要性を増している。

「読み書き能力」のことをリテラシーというが、現在はそれにとどまらず、「ある特定の領域の情報や現象を正しく理解し、分析・判断し、自らの言葉で表現できること」の意味で使われるようになった。健康情報についての情報リテラシーをヘルスリテラシーという。WHOはヘルスリテラシーを「よい健康を維持促進するために情報へアクセスし、理解し、活用する動機付けと能力を決定する認知的、社会的スキル」と定義した⁸⁾。すなわち、ヘルスリテラシーとは、健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断したり意思決定したりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができることである⁹⁾。

生涯を通じ健やかに過ごすための予防活動は医療の中でも重要な領域であり、予防医療の中

でも、適切な健康に関するヘルスリテラシーの獲得は、国の将来を左右する重要な課題である。ヘルスリテラシーは、単に病気や怪我を患ったときに役立つだけでなく、健康的な生活習慣の実践の基礎となるものであり、生活習慣の確立前である小児期から養う必要がある。諸外国では幼少期からヘルスリテラシーを獲得することが求められている。例えばアメリカ、イギリス、フィンランド、台湾、シンガポールでは、幼児期から体や健康に関する正しい知識とライフスキルについて、日常生活に即した具体的な教育が系統立てて行われ、学校教育の目標としてヘルスリテラシーの獲得が掲げられている¹⁰⁾。

一方で日本の学校では、ヘルスリテラシーは、改訂学習指導要領にある子どもたちの「生きる力」を育むために必要とされる「3つの力」と共通する点も多く、今後、学校を基盤としたヘルスリテラシー教育の推進が望まれ、具体的には、現行の学習指導要領の体育科・保健体育科において、保健の学習目標を「生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成」とし、小学校、中学校、高校でそれぞれ発達段階に応じた指導が行われている。中学校では、わが国の死因1位であるがんに関する教育が取り入れられている。また、思春期の精神疾患対策が急務であることを受け、学校でのメンタルヘルス教育の在り方が見直され、高等学校保健体育では、現代的課題への対応として「心の健康や精神疾患」に関する内容が充実した。しかし、実際には学校におけるヘルスリテラシー教育は、授業の担い手の育成や教材など、未だ発展途上であり、わが国の特に子どもに対するヘルスリテラシー教育には課題が多い。小児に対するヘルスリテラシーの向上には前述した学校での健康教育が重要であることは言うまでもなく、その中で、学校における児童生徒に対する健康教育に対する学校医は中心的な役割を担うべきであるが、未だ実践や普及は不十分である。

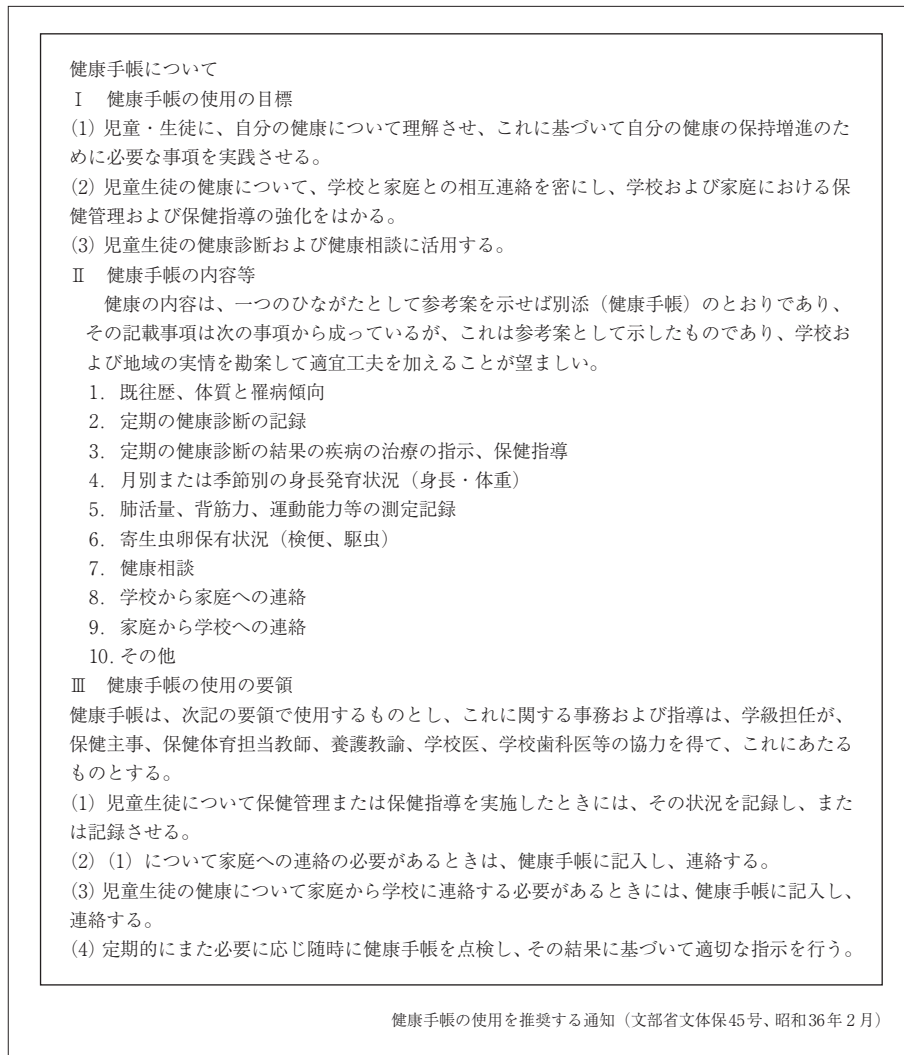


図4 健康手帳

学校における健康手帳

学校における健康教育・保健教育の一環としての健康情報の提供法には健康手帳の使用等がある。学校における健康手帳とは、母子健康手帳に引き続き児童生徒の健康の記録をあらわす手段として提案されてきたものである。昭和36年2月8日付、当時の文部省体育局長から各都道府県教育委員会、各都道府県知事あてに「健康手帳について」という通知が発出され、当時の学校保健法（現在の学校保健安全法）により定められた学校における保健管理の制度を運営する際に、学校において「健康手帳」を使用し、児童生徒の保健管理、保健指導を徹底することが望ましいとされた（図4）¹¹⁾。その後、半世紀以上が経過し全国の各学校現場では「健

康カード」「健康手帳」「健康の記録」など様々な名称の記録が使用されている。平成14年の日本学校保健会による健康手帳の実態に関する全国調査によると小中学校で8割以上、高等学校で約3割の学校が健康手帳に類する記録を使用し広く普及していた¹²⁾が、学校における健康教育への有意義な利用に至っておらず、日本学校保健会では当時から健康手帳の改訂を検討している。同会でまとめられた学校健康手帳の改訂のポイントは、①小中高等学校以降の連続性、②子ども本人による自己の健康記録、③母子健康手帳からの転記により生涯の健康記録、④個人管理によるプライバシー保護、⑤継続性を考慮し必須項目の絞り込み、⑥健康管理の意識向上のため健康教育・啓発、⑦保

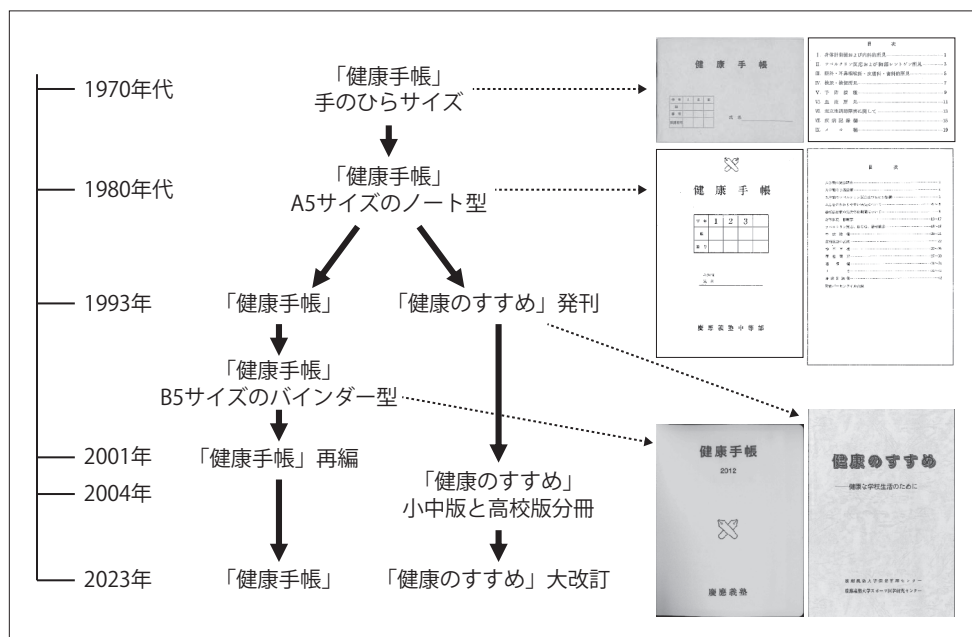


図5 慶應義塾一貫教育校における健康情報提供の変遷

健室・養護教諭の負担増の回避などであり、「わたしの健康手帳」¹³⁾が発表されたが、普及には至っていない。

慶應義塾一貫教育校（小学校・中学校）における学校医による健康情報の提供

慶應義塾一貫教育校には、小学校2校、中学校3校が含まれている。これら5校において、1970年代から「健康手帳」が作成され使用されてきた（図5）。その時期の子どもにおける健康課題に沿って内容を追加し、1993年から、いわゆる学校健康診断の内容と結果や日々の罹患状況や予防接種を中心にまとめた「健康手帳」と子どもの時期に知っておいてほしい健康情報をまとめた「健康のすすめ」とに分冊した。2023年度には、学校健康診断の項目と結果に合わせて「健康手帳」を改訂し、小学5年生から中学生対象に子ども自身が読み理解することを目的として、「改訂健康のすすめ」を発行した。

改訂した「健康手帳」は、現行の学校健康診断の結果と照らし合わせて参照できるように、健康診断結果を綴じられるバインダー形式とし、健康診断の結果と判定のフローチャート、健康診断項目の意義や関連する体の状態や病気

をなるべく1頁または見開き2頁以内で記載することで、自分自身の健康診断結果を見直す機会を提供した。さらに、成長の記録をグラフ化することができるように成長曲線を載せ、日々の学校感染症予防や罹患状態の把握のため、学校感染症登校許可証明書や学期ごとに提出を求める罹患調査・予防接種調査書を付録として綴じた（図6）。「改訂健康のすすめ」は、2部構成とし、第一部は健康手帳と連動した形で、主に健康診断等で見つかる小中学生にみられる主な病気や問題をより深く、第二部は小中学生のための健康・医療情報とし、健康診断に限らず小中学生に知っておいてほしい病気や不調、また、健康に過ごすためのヒントとして、健康情報を、挿絵を加えながら子ども自身が理解可能な平易な表現で説明した（図7）。「健康手帳」ならびに「改訂健康のすすめ」はそれぞれ専門性を持つ学校医、学校歯科医、精神神経科医、整形外科医、眼科医、産婦人科医、泌尿器科医、臨床遺伝専門医、スクールカウンセラーが執筆することで最新かつ正確な内容を掲載し、日頃学校の保健室で子ども達とコミュニケーションを取っている保健師に校正を依頼することで子どもにとって読みやすい表現に努めた。

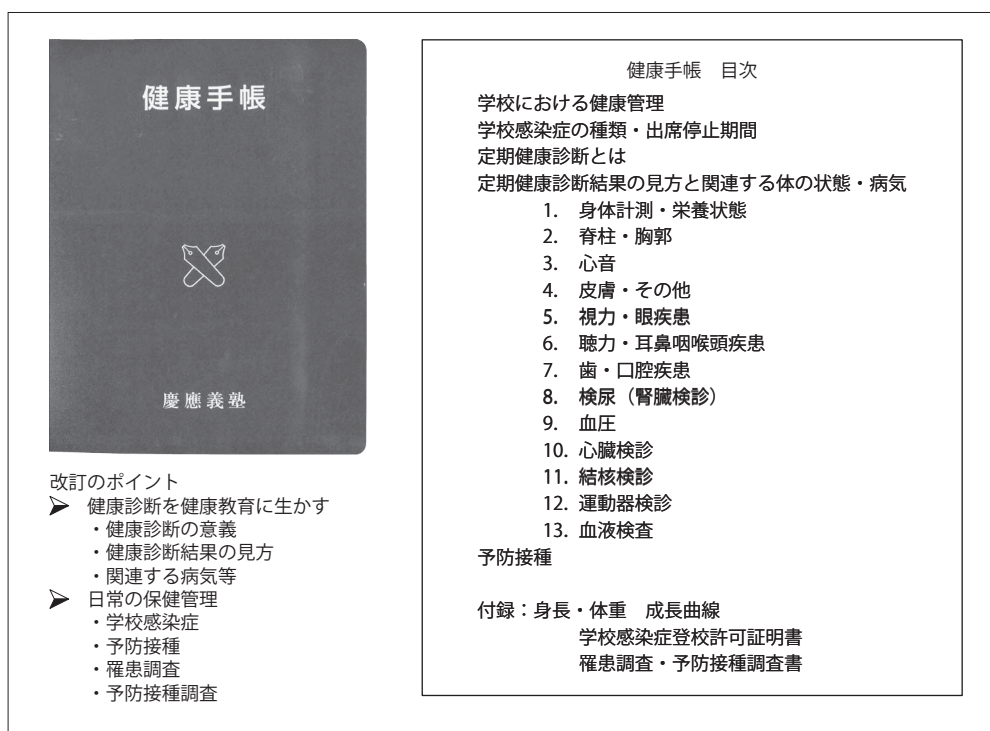


図 6 健康手帳（慶應義塾一貫教育小中学校）

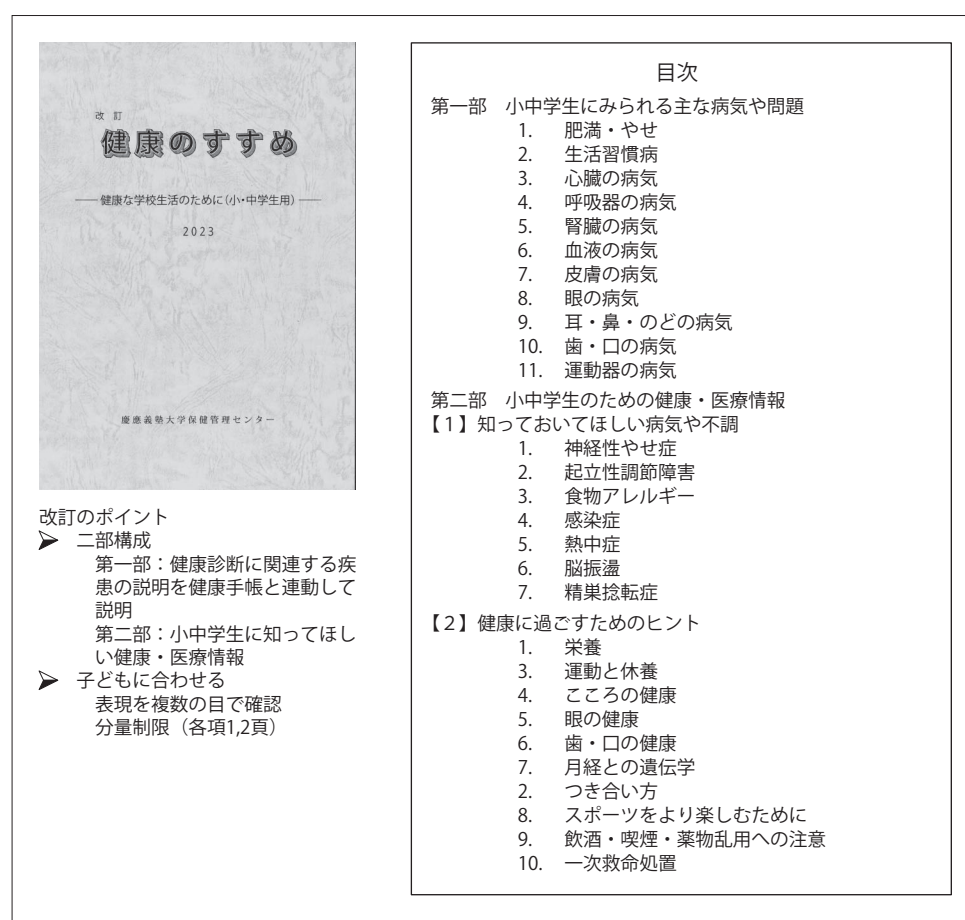


図 7 改訂 健康のすすめ —健康な学校生活のために（小～中学生用）—

最後に

学校における健康教育・保健教育には現在学校医の役割が求められている。健康手帳や健康情報誌の作成も健康情報の提供という形の健康教育の一つとなる。学校医が中心になって、学外の専門家と連携することで最新かつ正確な内容を担保し、また、学校との連携によって子どもに合わせた表現や適度な分量に努めることが子ども達にとって有益な健康教育・保健教育としての健康情報の提供に繋がる可能性がある。

謝辞

「改訂健康のすすめ」の発行にあたり、ご執筆頂いた慶應義塾大学病院眼科四倉絵理沙先生、歯科口腔外科白田頌先生、泌尿器科浅沼宏先生、産婦人科吉浜智子先生、臨床遺伝学センター山田茉未子先生、慶應義塾一貫教育校スクールカウンセラー貞安元先生、愛育クリニック細金奈奈先生、校正にあたり、貴重なご意見を賜った慶應義塾大学保健管理センター徳村光昭先生、スポーツ医学研究センター橋本健史先生、慶應義塾一貫教育校衛生室・保健室保健師・看護師の山岸あや様、佐藤幸美子様、藤ひとみ様、木村奈々様、室屋恵子様、福富千尋様に感謝の意を表する。

本論文の内容は、第69回日本学校保健学会学術集会(2023年11月東京)において発表した。利益相反に関して、開示すべき事項はない。

文献

- 1) 教育基本法(平成十八年法律第二十号)
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000120_20150801_0000000000000000
(cited 2024-03-31)
- 2) 七木田文彦. 11健康教育. In: 学校保健マニュアル 改訂10版. 衛藤隆, 植田誠治編集. 南山堂; 東京: 2022. p. 110-126.
- 3) 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号, 平成二七年六月二四日法律第四六号による改正)
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333AC00000000056> (cited 2024-03-31)
- 4) 学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号, 令和五年文部科学省令第二十二号による改正)
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333M50000080018> (cited 2024-03-31)
- 5) 文部科学省. 「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」(小学校・中学校・高等学校)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm (cited 2024-03-31)
- 6) 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修. 健康診断の目的と位置付け. In: 児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂. 公益財団法人 日本学校保健会発行; 東京: 2015. p. 9.
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H270030/index_h5.html%E8%A1%A8%E7%B4%99 (cited 2024-03-31)
- 7) 文部科学省. 学習指導要領「生きる力」.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm (cited 2024-03-31)
- 8) Kickbusch I, Nutbeam D. Health promotion glossary. Geneva. World Health Organization; Geneva:1998.
https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/64546/WHO_HPR_HEP_98.1.pdf?sequence=1
(cited 2024-03-31)
- 9) 中山和弘. ヘルスリテラシーとは. In: ヘルスリテラシー 健康教育の新しいキーワード. 福田洋, 江口泰正編集. 大修館書店; 東京: 2016. p. 1-22.
- 10) 小田豊. 保健のカリキュラムの改善に関する研究—諸外国の動向—. In: 「教科等の構成と開発に関する調査研究」研究成果報告書(17), 国立教育政策研究所; 東京: 2004.
- 11) 文部省体育局長杉江清. 健康手帳のすすめ. 都道府県教育委員会・知事宛通知. 文体保第45号. In: 学校保健(第39号). 日本学校保健会発行; 東京: 1961. p. 3.
- 12) 内藤昭三. 学校における「健康手帳」に関する研究. In: 厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)乳幼児から思春期まで一貫した子どもの健康管理のための母子健康手帳の活用に関する研究 平成15年度研究報告書, 厚生労働省; 東京: 2004. P. 332-341.
- 13) 公益財団法人日本学校保健会学校健康手帳改訂委員会. わたしの健康手帳.
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H240010/H240010.pdf (cited 2024-03-31)